

原子力施設等におけるトピックス  
(令和3年5月31日～6月6日)

令和3年6月9日  
原子力規制庁

○令和3年5月31日～6月6日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
6月1日	王子エフテックス株式会社	東海工場富士製造所	放射性同位元素の管理区域内での漏えいについて	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和3年5月31日～6月6日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

2021年6月1日

## 王子エフテックス株式会社における 放射性同位元素の管理区域内での漏えいについて 報告を受けました

原子力規制委員会は、本日（1日）、王子エフテックス株式会社（以下「王子エフテックス」という。）から、放射性同位元素（以下「RI」という。）のクリプトン85を密封した線源カプセルが破損し、RIが漏えいしたことから、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（RIの管理区域内漏えい）に該当するとの報告を受けました。

### 記

#### 1. 王子エフテックスからの報告内容

本日（1日）王子エフテックスから、同社の東海工場富士製造所（静岡県富士市）における放射性同位元素の管理区域内での漏えいについて、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

王子エフテックスから受けた報告の概要は別紙のとおりです。

#### 2. 原子力規制委員会の対応

今後、王子エフテックスが行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

以上

#### 《担当》

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室 室長 金子 真幸

担当：松田

電話：03-3581-3352（代表）

03-5114-2121（直通）

王子エフテックス株式会社東海工場富士製造所からの報告の概要  
(6月1日19時00分までに受けたもの)

- 王子エフテックス株式会社東海工場富士製造所(静岡県富士市)において、昨日(5月31日)14時20分頃、事業所内で製造した特殊紙の厚さを計測していたところ、坪量計(紙の厚みを計測する機器)の計測値に異常が示された。
- 坪量計を点検したところ、放射性同位元素(以下「RI」という。)を内包した密封線源カプセル(37ギガベクレルのクリプトン85)が破損し、管理区域内で漏えいしたことを確認した。
- そのため、本日(6月1日)18時00分、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象(RIの管理区域内漏えい)に該当することを判断し、原子力規制庁へ報告した。

以 上